

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和4年2月3日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉 恒 久

同 針ヶ谷 健 志

東京地方裁判所民事第2部A g係 御中

## 原告準備書面（13）

### 【全会派】

各支出の違法性については、すでに従前の準備書面で述べた通りであるが、本書面では、理由別に改めて違法理由について簡潔に述べるとともに、具体的な支出例をあげることにする。

### 目次

第1 調査活動費 .....	4
1 総論 .....	4
2 駐車場代 .....	5
① 極めて短時間の駐車 .....	5
② 長時間の駐車 .....	7
③ 体育館での駐車 .....	10
④ プールでの駐車 .....	13

⑤	市民の文化サークル活動.....	14
⑥	病院での駐車.....	15
⑦	商業施設での駐車.....	17
⑧	深夜に及ぶ駐車.....	20
⑨	選挙応援目的での駐車（町田市外）.....	21
⑩	早朝の駐車.....	22
⑪	町田市内の繁華街での駐車.....	24
⑫	町田市中町での駐車.....	26
⑬	町田市森野2丁目での駐車.....	27
⑭	町田市旭町での駐車.....	28
⑮	立川市内での駐車.....	29
⑯	多摩市内での駐車.....	31
⑰	その他の遠隔地での駐車.....	32
⑱	鶴川駅前での駐車.....	35
⑲	南大沢駅前での駐車.....	36
⑳	市役所の駐車場での駐車.....	37
㉑	ありえない同日駐車.....	38
㉒	特定の日での駐車場利用.....	41
3	タクシー代.....	43
①	深夜のタクシー利用.....	43
②	早朝のタクシー利用.....	44
③	元旦のタクシー利用.....	44
④	高額（長距離）のタクシー利用.....	44
⑤	遠隔地でのタクシー利用.....	46
4	高速代.....	49
①	同一の遠隔地の反復訪問.....	49
②	観光地の訪問.....	50
5	鉄道代.....	53
①	特定の遠隔地への頻繁な訪問.....	53

② 深夜（早朝）での帰宅 .....	54
③ 選挙活動を応援するための鉄道利用 .....	55
6 海外への渡航費 .....	57
7 ガソリン代 .....	58
① ありえない同日給油 .....	58
② 近接した日の給油 .....	60
③ 議会の本会議開催中の給油 .....	62
④ 異なる支払方法による給油 .....	62
⑤ ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの混在 .....	64
第2 研修費 .....	66
第3 資料費 .....	66
1 自宅での一般紙の購入 .....	66
2 議員が所属する政党の機関誌の購読料 .....	68
3 宗教・倫理団体の機関誌の購読料 .....	69
4 選挙活動のための資料購入 .....	70
第4 広報費 .....	71
1 意見広告 .....	71
2 支払先の実態が不明な支出 .....	72
① トンボ製作所 .....	73
② サナリイ .....	73
③ 選挙活動のためのチラシ代・ポスティング代 .....	74
第5 通信運搬費 .....	76
1 自宅・家族の通信費 .....	76
2 切手・はがき代 .....	78
第6 事務費 .....	79
1 年度末の高額機器の購入 .....	79
2 不自然な支出状況 .....	81
3 購入品目不明の消耗費 .....	81
4 営業実態不明の業者からの購入 .....	82

5 政治活動のための機器購入.....	83
第7 その他（年度違い／重複計上） .....	84

## 第1 調査活動費

### 1 総論

調査活動費は、条例の使途基準において、政務調査費については「会派の行う調査研究活動のために要する経費」、政務活動費については「会派の行う調査研究活動及び情報収集等のために要する経費」とされている。これに該当すると認められるためには、以下の積極要件を満たす必要がある（原告準備書面（2）2頁）。

- ① 議会活動の基礎となる調査研究・政務活動との間の合理的な関連性
  - ② 会派の活動であること
- 加えて、少なくとも以下の消極要件に該当しないことが必要である。
- ③ 交際費的な経費でないこと
  - ④ 政党の活動に属する経費でないこと
  - ⑤ 選挙活動に伴う経費でないこと
  - ⑥ 食事のみに要する経費でないこと
  - ⑦ 2台目以降の携帯電話の購入・通信費でないこと
  - ⑧ 名目の如何を問わず議員個人に支給する経費でないこと

上記③～⑧の消極要件は、政務調査費使途基準運用指針（乙33）及び政務活動費使途基準運用指針（乙34）に記述されているものである。これらの運営指針は、明らかに合理的関連性がない支出を典型的に抽出して記述したものと解される。こうした消極要件に該当する場合、特段の事情が認められない限り、調査研究等との間の合理的関連性を認める余地がないといえる。

ところが、各会派の支出のなかには、以下に述べるように、上記積極要件に該当しない支出、消極要件に該当する支出が多々存在する。

## 2 駐車場代

### ① 極めて短時間の駐車

調査研究・政務活動に関連して、市民から相談を受けることや現地調査をおこなうことはあり得るであろう。議員が相談場所や調査場所に出向いて、目的地付近に自車を駐車させるにしても、駐車に要する時間、駐車場と相談場所との間を往復する時間を考えると、市民相談や現地調査をおこなうためには少なくとも1時間程度は要すると考えられる。

ところが、各会派は30分以内という極めて短時間の駐車を繰り返しおこなっている。こうした支出状況は、駐車場の真の使用目的が「市民相談」や「現地調査」ではなく、支出内容について事実と反する申告がなされたことを推認させる。

例えば、以下のような支出がある。いずれも、申告された駐車目的が事実と反することを強く推認させるものとなっている。

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	違法支出額	支出内容
C14-36	02/09	調査	河辺	200	200	せいせきタウンパーキング 11時04分～11時14分 京王線聖蹟桜ヶ丘駅付近の駐車場 「市政相談」とされている

多摩市内の聖蹟桜ヶ丘駅付近での駐車であるが、駐車時間はわずか10分にとどまっている。「市政相談」のためとされているが、駐車に要する時間などを考えると、実質的な相談時間はわずか数分にとどまったことになってしまう。わざわざ他市まで出向いたこととも符合しない。真に「市政相談」の必要に基づいて駐車がおこなわれたとすると、河辺議員はわざわざ聖蹟桜ヶ丘駅付近にまで出向いたにもかかわらず、相談の相手方と駐車場内あるいはその直近の場所でわずか数分の話をしただけで現地を後にしたことになる。ありえない話である。

C16- 116	09/25	調 査	議員 名不 明	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 12時43分～12時46分 「市政相 談」とされている
-------------	-------	--------	---------------	-----	-----	--

鶴川駅付近での駐車であるが、駐車時間はわずか3分である。同じく「市政相談」のための駐車とされるが、実質的な相談時間はおそらく60秒もなかったことになってしまう。本当に「市政相談」がおこなわれたとはとても考えられない。

J15- 105	01/25	調 査	藤田	100	100	駐車場代 コムパーク多摩境 06 時30分～06時40分 「打合せ」 とされている
-------------	-------	--------	----	-----	-----	---

多摩境駅付近での駐車であるが、駐車時間はわずか10分である。「打合せ」のための駐車とされているが、わずか5分程度の打ち合わせということになってしまう。この駐車は時間が極めて短いだけでなく、よほどの緊急事項でなければ打ち合わせを行うことがない早朝（6時半ころ）の時間帯におこなわれている。これも全くありえない。

藤田議員は、同日の行動をブログで公開している（甲38）が、それによれば、同日は相原駅で駅頭宣伝をおこなった、とされている。しかも、自転車を使用して移動した、とされており、早朝に多摩境駅付近に自動車を駐車したと矛盾している。同日同所で、6時36分～8時04分にも駐車がおこなわれ（J15-106）、こちらは「会議」とされているが、これも第三者による駐車である。

J16- 213	08/15	調 査	議員 名不 明	100	100	タイムズ玉川学園第4駐車場 15 時01分～15時06分 「市民相 談」とされている
-------------	-------	--------	---------------	-----	-----	--

玉川学園駅付近の駐車場での駐車であるが、駐車時間はわずか5分である。「市民相談」のため、とされている。しかし、本当に「市民相談」をおこなっ

たとすれば、市民と実際に相談した時間はわずか数分にとどまったことになってしまい、駐車場内あるいはその直近の場所において立ち話で相談をしたことになる。これも極めて考え難い。なお、この駐車場代について自民党は支出した議員名を明らかにしていない(他の多くの支出については支出議員名を明示している)。これは支出者を明らかにできない事情が存在することを示している。

J17-291	05/15	調査	市川	200	200	森野第3駐車場 (森野1-38)11時28分～11時36分 「打合せ」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---

町田駅の繁華街付近にある駐車場である。小田急町田駅北口まで徒歩5分以内、東口徒歩1分の場所にあり、人通りが多いところである。「打合せ」目的とされているが、駐車時間はわずか8分であり、実質的な打合せ時間はわずか5分程度であった、ということになってしまう。

## ② 長時間の駐車

反対に、非常に長時間の駐車をおこなったケースも多く見られる。

「市政相談」、「市民相談」、「打合せ」のために駐車場を利用するとしても、長くても3時間であろう。1回の相談時間がそれ以上になることはあまり考えにくい。もちろん、相談や打ち合わせが長時間に及ぶ可能性は否定できないが、そうした駐車が頻繁に繰り返されることは極めて考えにくい。「現地調査」もよほど大掛かりな調査でもなければ3時間を超えることは考えにくい。

ところが、各党派は、長時間の駐車を繰り返しおこなっている。これは、申告された駐車目的が事実と反することを強く推認させる。現に、まちだ市民クラブは、長時間の駐車について多数の支出を撤回している(原告準備書面(12)のとおり)。

例えば、以下のような支出がある。

C15- 141	04/04	調 査	河 辺	1,700	1,700	アイベック町田第10駐車場 8時 31分～19時36分 「市政相談」 とされている
-------------	-------	--------	--------	-------	-------	---

町田駅の繁華街付近の駐車場に、約11時間にわたり駐車している。「市政相談」のため、とされているが、こんなに長時間にわたり相談をおこなう必要が生じることは極めて考えにくい。

J17- 147	06/23	調 査	佐藤 (伸)	1,100	1,100	町田シバヒロ 08時56分～22 時50分 「会議」とされてい る
-------------	-------	--------	-----------	-------	-------	---

町田駅の繁華街付近の駐車場に、約14時間にわたり駐車している。本当に会議がおこなわれたとすれば、朝の9時近くから、深夜にまで行われたことになるが、極めて考えにくい事態である。シバヒロ駐車場は、自民党都議会議員の事務所（町田市中町1丁目5-10 コーポラスOKB）や自民党衆議院議員の事務所（町田市原町田5丁目4-7）にも近い場所にあり、これらの事務所での政党活動のための駐車と推測される。いずれにしても、政務調査のための会議を目的とする駐車ではない。

この駐車は、都議会議員選挙（平成29年7月2日）（甲37）の直前におこなわれた。この駐車場では、この選挙に近接する時期に、上記の駐車のほか、連日連夜、駐車がおこなわれている（J17-134～137は4日連続、J17-138～141も4日連続、J17-150・152・154は3日連続）。長時間の駐車、夜間の駐車も目に付く。

この都議会議員選挙では、希望の党の小池旋風があったため、自民党は逆風にさらされた。現職と新人が立候補したものの苦戦していた。議員らは選挙対応に忙しかったと推測されるが、それが町田シバヒロ駐車場における連日の駐車につながったと思われる。上記の駐車をおこなった佐藤伸一郎議員は自由民主党町田総支部の幹事長である（甲39）。

J17-320	10/10	調査	佐藤(伸)	800	800	森野第7駐車場(森野2-26) 07時29分~22時07分 「現地調査」とされている
---------	-------	----	-------	-----	-----	--

早朝から深夜まで14時間を超える駐車がおこなわれている。「現地調査」のため、とされているが、このような長時間にわたり現地調査をおこなう必要が生じるというのは極めて考えにくい。しかも、駐車がおこなわれたのは、自民党会派の議員が頻繁に駐車をおこなっている、町田市森野2丁目内の駐車場である。この駐車場は同党町田総支部まで約600mの位置にあり、同党の衆議院議員選挙候補者の選挙事務所<sup>1</sup>のそばでもある。駐車がおこなわれた平成29年10月10日は、衆議院議員選挙の公示日であった(甲37)。選挙活動のための駐車である。

H14-95	02/17	調査	白川	600	600	駐輪場代 西友町田店駐輪場(森野1-14-17) 2月15日(日)19時30分~2月17日(火)00時30分 「現地調査」とされている
--------	-------	----	----	-----	-----	---

合計で53時間の駐車がなされている。このような長時間にわたりかつ日をまたぐような「現地調査」を行う必要性が生じることはおよそ考え難い。保守連合が主張するような、自転車を駐輪したままバスで移動を行うということも信用しがたい。

なお、保守連合は本訴訟において、この支出に関し、「都内での打合せのために町田駅前に自転車を駐輪し、電車移動するために経費。その後、体調を崩したため、自転車を置いたままバスで帰宅し、翌日もバスで移動し、市民と市政について意見交換を行った。」旨主張している。しかし、白川議員のSUICAの利用履歴(甲40)によれば、白川議員は2月15日に町田から代々木上原、代々木上原から南林間、南林間から町田へと電車移動をしている。また、翌日2月16日には町田から新宿、新宿西口から本郷三丁目、本郷三丁目から新宿

<sup>1</sup> 小倉まさのぶ候補者の選挙事務所。鎌倉街道沿いにある和菓子寿司店(森野2-24-5 だんご立花)のすぐそばに設けられた。

西口、新宿から町田へと電車移動している。さらに翌日2月17日には、町田から本厚木、本厚木から海老名、さがみ野から海老名、海老名から本厚木、本厚木から町田へとそれぞれ移動している。「体調を崩している」にも関わらず、このような遠方への移動を行っていることは極めて不自然である。保守連合はもともとこの支出を「現地調査」と報告しているにも関わらず、本訴訟において現地調査とは異なる支出であると主張し、さらにその主張も現実のSUICA利用履歴とは全く相いれないものである。同会派の主張には全く信憑性が認められない。

いずれにせよこの支出が適法なものとは到底いえない。

H14-99	04/27	調 査	新井	4,000	4,000	駐車場代 タイムズ下連雀第25駐 車場(三鷹市下連雀4-16) 4月27日(日)15時51分~28日 (月)21時19分の「現地調査」と されている
--------	-------	--------	----	-------	-------	--

合計で29時間28分の駐車がされている。このような長時間かつ日をまたぐような「現地調査」の必要が生じることはおよそ考え難い。この点、保守連合は三鷹市での視察ののち急遽宿泊の必要が生じた旨説明するが、急遽宿泊の必要が生じることは考え難く、宿泊費について政務活動費としての支出がされていない。主張の信用性には重大な疑義がある。

なお、この駐車場利用は、他の駐車場利用(H14-100)とも矛盾している。

### ③ 体育館での駐車

体育館は「市政相談」、「会議」、「打ち合わせ」をおこなうに適した場所ではない。繰り返し、体育館にて「現地調査」をおこなう必要が生じる、というのも極めて考えにくい。ところが、体育館での駐車が極めて多数回にわたっておこなわれている。これは、駐車目的が「市政相談」や「現地調査」ではなく、議員による個人的な体育館の利用など、政務調査・政務活動以外の目的でおこなわれたことを強く示唆している。

例えば、以下のような支出がある。

H15-135	11/13	調査	新井	200	200	駐車場代 町田市立総合体育館第2 駐車場 18時10分～20時55分「現地調査」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---

駐車された同日同時間、町田市立総合体育館では、フットサルチームであるASVペスカドーラ町田の試合が行われていた（甲41）。保守連合はそのチームの現地視察と主張しているが、実際には純私的な試合観戦である。このような私的な利用は政務活動ではないことが明らかである。

H16-182	09/09	調査	白川	200	200	駐車場代 町田市立総合体育館第1 駐車場 17時59分～20時45分 「現地調査」とされている
H16-183	09/16	調査	白川	100	100	駐車場代 町田市立総合体育館第1 駐車場 18時11分～19時43分 「打合せ」とされている

以下、H16-187まで続く

これらの支出はいずれも夜間帯での駐車場の利用である。保守連合は、この用途について、町田ダンス協会の会議に出席した旨主張している。しかし、保守連合の白川議員が開設するブログの記事により、この日白川議員はダンスの講習会に参加していたことが明らかとなっている。ブログ記事のなかで白川議員は「4年ぶりに社交ダンスの講習会に参加しています」という文章とともにダンスに興じる写真を公開している（甲42-1）。ダンス講習会への参加が「現地視察」であるとは到底いえない。私的にダンス行うために体育館を利用していたのであって、当然政務活動ではない。

J16-145	12/18	調査	長村	100	100	サン町田旭体育館駐車場 08時54分～09時44分 「現地調査」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	--

日曜日の朝の時間帯のサン町田旭体育館での駐車である。「現地調査」とされているが、同じ体育館で「現地調査」を理由とする駐車が繰り返しおこなわれており、何度となく調査を繰り返す必要が生じるということは極めて考えにくい。同日はこの体育館で、「町田市ソフトボール連盟 審判員研修会」が9時から16時まで行われていた。駐車をおこなった長村議員は、町田市ソフトボール連盟の会長であり、この会合に顔を出すために体育館を訪れたと推測される（甲43）。審判研修会に出席することは、政務調査のための活動とは言えない。

J15-137	02/14	調査	岩瀬	200	200	町田市立総合体育館 14時35分～17時37分「会議」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	-----------------------------------

これも日曜日に町田市総合体育館でおこなわれた駐車である。「会議」とされているが、体育館での会議はありえない。日曜日であることも申告内容が事実と反していることを強く推測させる。この日の午後は、同体育館のレストランにおいて、「鞍掛スポーツ広場の創立30周年記念行事」が開催されていた（甲44）。この記念行事には保守連合の吉田議員も出席した。また、この行事ではビールを含む飲食が供されたことも明らかになっている。こうした行事に参加することは、「調査研究活動のため」のものとは言えない。

C17-146	08/12	調査	議員 名不 明	100	100	町田市立総合体育館第1駐車場 10時01分～11時14分 「現地調査」とされている
---------	-------	----	---------------	-----	-----	---

土曜日の午前中に町田市総合体育館において行われた駐車である。「現地調査」とされているが、頻繁に同体育館で調査をおこなう必要が生じる、というのは極めて考えにくい。当日は、同体育館において、第14回全国車椅子バス

ケットボール大学選手権が開催されていた（甲４５）。森本誠也議員がこの大会を観戦に行ったことをブログに書いており、同議員による駐車と推測される。この大会は、同議員の大学時代の先輩という人物が主催した、とのことである。いずれにしても、政務調査の必要性に基づくものとは言えない。

C16-147	05/07	調査	議員 名不明	750	750	町田市立総合体育館第1駐車場 (南成瀬5-12) 08時18分～16時47分 「市政相談」とされている
---------	-------	----	-----------	-----	-----	--

これも土曜日の午前中に町田市総合体育館において行われた駐車である。

「市政相談」のためのもの、とされているが、体育館は相談には適しない場所であるうえ、駐車時間は8時間半近くに及んでいる。こんなに長時間にわたり相談をおこなう、というのもありえない。まちだ市民クラブは準備書面（1）（19頁）において「スポーツ関係者との面談」について言及しているが、これほどの長時間の「面談」はありえないし、そもそも体育館における「面談」を頻繁に繰り返す必要性もない。同日は、この体育館にて、町田青年会議所が主催した「わんぱく相撲町田場所」が開催されていた（甲４６）。この催しを観戦に行ったものとも推測される。

#### ④ プールでの駐車

体育館と同様、プールも相談や会議には明らかに適さない。それにもかかわらず、プールでの駐車も繰り返されている。

例えば、以下のような支出がある。

J15-136	12/06	調査	若林	100	100	町田市立室内プール 08時57分～10時43分 「会議」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	------------------------------------

日曜日の午前中の町田市立室内プールでの駐車である。「会議」のためとされているが、プールでの会議は通常ありえない。しかも日曜日である。当日は、同

プールにおいて、「第78回 日本スイミングクラブ協会 関東支部マスターズスイミング フェスティバル」が開催されていた(甲48-1)。この大会を観戦に行った時のものであり、政務調査の必要性に基づくものとは言えない。なお、若林議員は、町田市水泳協会に所属するスイミングコーチでもあり(甲47)、同議員の親族(若林敏朗氏)が経営する「協栄スイミングスクール」(甲48-2)で水泳を教えていたこともある。当然ながら、上記のスイミングフェスティバルの開催にも密に関与していたと思われるが、こうした活動は政務調査のためのものとは言えない。

J16-183	11/20	調査	若林	200	200	町田市立屋内プール駐車場 08時31分~11時25分「打合せ」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---------------------------------------

これも日曜日の午前中の屋内プールでの駐車である。「打ち合わせ」のためとされているが、プールでの打ち合わせは通常ありえない。しかも、日曜日である。当日は、同プールにて、協栄スイミングクラブが主催した「インターナショナル・スポーツネットワーク杯」が開催され、協栄グループ(町田、相模原、座間)の対抗戦の大会で、協栄スイミングクラブの生徒らが多数参加した(甲48-3)。この大会のための駐車であり、政務調査の必要性に基づくものとは言えない。

### ⑤ 市民の文化サークル活動

サークル活動は、私的な活動である以上、議員がサークル活動に参加するために支出した費用は政務活動費の支出ではない。

例えば、以下のような支出がある。

H15-89	02/21	調査	白川	300	300	駐車場代 原町田1丁目第1駐車場(原町田1-6) 13時58分~14時59分 「会議」とされている
--------	-------	----	----	-----	-----	---

保守連合は、町田茶道協会への出席のための支出であるとしている。しかし、茶道協会の活動と政務活動との関連は認められない。私的な活動に対する支出であるといわざるをえない。

H16-195	01/08	調査	大西	600	600	駐車場代 アイペック鶴川第1駐車場 14時05分～14時59分 「市民打合せ」とされる。
---------	-------	----	----	-----	-----	---

保守連合は、市民囲碁大会の打ち合わせのための支出であると主張する。しかし、市民囲碁大会と政務活動との関連は認められない。私的な活動に対する支出であるといわざるをえない。

#### ⑥ 病院での駐車

いうまでもなく、病院は会議や打ち合わせをおこなうための場所ではない。原告らは、念のために、町田市の病院において会議がおこなわれたことがあったか否かを情報公開請求によって確認したが、その結果、そのような会議がおこなわれたことは無かったことが確認された（甲49）。

ところが、町田市内をはじめとする各地の病院において、「会議」などを目的とする駐車が繰り返されている。これは、申告された内容とは異なる目的で駐車がおこなわれたことを強く推測させる。

例えば、以下のような支出がある。

J16-187	07/22	調査	岩瀬	300	300	町田市民病院 10時01分～15時20分 「会議」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---------------------------------

町田市民病院の駐車場における5時間以上の駐車である。「会議」のためとされているが、病院で会議をおこなうことは通常ありえない。しかも、何度も同様の駐車が繰り返されている。平成28年度だけでも、J16-184から-193まで、「打ち合わせ」や「会議」のための駐車がおこなわれており、夜間のものも複数回含まれている。

J16-196	07/16	調査	議員 名不明	1,080	1,080	けいゆう病院駐車場（横浜市西区 みなとみらい3丁目 11時01分 ～12時48分 「会議」とされて いる。
---------	-------	----	-----------	-------	-------	--

横浜市内の病院での駐車である。「会議」とされているが、病院での「会議」は考えにくい。しかも、横浜市内の病院であり、この病院で町田市の政務調査のための会議がおこなわれたとはますます考えられない。自民党は、各支出をおこなった議員の名前を明らかにしたが、この支出については支出をおこなった議員名すら明らかにしていない。明らかにできない事情があると推測される。

C14-189	10/01	調査	佐藤 (和)	300	300	昭和大学藤が丘病院駐車場 12時 48分～13時17分 「現地調査」 とされている
---------	-------	----	-----------	-----	-----	---

佐藤和彦議員がおこなった昭和大学藤が丘病院（横浜市青葉区藤が丘一丁目  
横浜市青葉区藤が丘一丁目）での駐車である。「現地調査」とされているが、  
病院において現地調査をおこなう必要が生じるというのは極めて考えにくい。  
しかも、駐車時間は30分にも満たず、わざわざ現地調査のために同所に向  
いたとすると極めて不自然である。

C14-246	01/17	調査	森本	800	800	川野病院駐車場（立川） 15時06 分～16時24分 「現地調査」と されている
---------	-------	----	----	-----	-----	--

これは、立川市内の病院での駐車である。「現地調査」とされているが、病  
院において現地調査をおこなう必要が生じるというのは極めて考えにくい。し  
かも、立川市内の病院であり、町田市政とのつながりは皆無である。

H14-114	03/04	調査	大西	300	300	駐車場代 昭和大学藤が丘病院駐車場 (神奈川県横浜市青葉区藤が丘1-30) 17時11分～17時27分 「現地調査」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---

保守連合は、市民相談の資料の受領のための支出であると主張する。しかし、病院は町田市外であるうえ、病院に資料を受け取りに行くというのも考え難い。具体的な状況についての説明もなされていないし、「現地調査」という名目で当初の申告がおこなわれている。こうした支出が政務調査の必要に基づくものと認めることはできない。

なお、大西議員はこの支出と同じ時間帯で国立市に駐車をしており (H14-104)、矛盾した支出となっている。

#### ⑦ 商業施設での駐車

商業施設もまた、会議や相談をおこなうには全く適さない場所である。逆に、議員が個人的な目的で訪れる機会が多い場所でもあり、もともと私的な目的での利用を推測させる場所と言える。しかも、こうした施設での駐車が極めて多数回にわたり行われており、申告された「会議」や「現地調査」などが事実を反することを強く推測させる。

例えば、以下のような支出がある。

J14-66	05/17	調査	議員名不明	100	100	ホテル千寿閣駐車場 16:37～20:39 「会議」とされている。
--------	-------	----	-------	-----	-----	-----------------------------------

日曜日の夕方から夜の時間帯に、町田駅周辺のホテルにておこなわれた駐車である。「会議」のためであった、とされているが、わざわざホテル内で政務調査のための会議をおこなう必要が生じたとは考えにくい。しかも、ホテルの駐車場であるにもかかわらず、駐車料金が100円に割引されており、ホテル内のレストラン等で飲食がおこなわれたことが強く推測される。

長村議員は、当日、同ホテル内で開かれた「郷友会町田支部平成26年度通常総会」(17時～)に参加した、としている(甲50-1)。上記の駐車はこの会合に出席した同議員、あるいは他の議員によるものと思われる。同会は、日本郷友連盟に属する組織であるが、同じく会議に出席した松岡議員によれば、「国防思想の普及を図り、英霊及び殉職自衛隊員の慰霊・顕彰」などをおこなうことを目的とする団体とされている。松岡みゆき議員は、この組織の理事でもある(甲50-2)。議員の政治的信念や思想信条にかかわる活動と言えるが、町田市における政務調査とは明らかに無関係である。なお、自民党は駐車をおこなった議員名を開示していない。

J16-217	08/27	調査	岩瀬	200	200	ホテル町田ヴィラ 11時29分～14時02分 800円←割引600円が適用されて200円 「現地調査」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---

これは町田駅周辺の別のホテルでの駐車である。昼食の時間帯をはさんで約1時間半の駐車がおこなわれた。「現地調査」とされているが、駐車料金が600円割引かれていることからすると、ホテル内のレストラン等で飲食をおこなったときのものと推測される。「現地調査」のためとされているが、町田駅周辺のホテルで飲食をおこないつつ、「現地調査」が行えるはずもない。

C14-2	03/19	調査	谷沢	240	240	多摩センター丘の上プラザ (京王多摩センター駅[南口]から徒歩約2分) 15時03分～20時39分 「市政相談」とされている
-------	-------	----	----	-----	-----	--

京王多摩センター駅の直近にある商業施設(多摩センター丘の上プラザ)において、谷沢議員がおこなった駐車である。「市政相談」のため、とされているが、午後から夜間にかけて約5時間半にわたって商業施設内あるいはその付近で相談をおこなう、というのは極めて考えにくい。

C16- 237	08/16	調 査	議員 名不 明	1,500	1,500	ホテルマリナーズコート東京駐車場 (東京晴海) 17時26分~19時59 分「現地調査」とされている
-------------	-------	--------	---------------	-------	-------	--

東京都晴海の湾岸エリアにあるホテルでの駐車である。「現地調査」のため、とされているが、こうしたホテル内で町田市政の政務調査に関する現地調査の必要が生じる、というのは極めて考えにくい。しかも、駐車は夕食時（夜間）におこなわれており、ホテル内で飲食がおこなわれたことも推測させている。

H14- 161	11/27	調 査	大西	900	900	駐車場代 いちのや駐車場 10時34 分~15時03分 A1620円 E・1整 720円「現地調査」
-------------	-------	--------	----	-----	-----	--

保守連合は会議のために移動した際の駐車場利用であると主張する。しかし、それ以上の具体的な主張がないため、会議のための支出であることは極めて疑わしい。なお、この支出は、駐車料代金が1620円と計算されたのち、720円の割引がされ、結果として900円の支出となっている。割引は商業施設を利用した際にのみ適用されるものであり、商業施設内で買い物または飲食がなされたことを強く推認させる。

H16- 171	09/14	調 査	大西	1,080	1,080	駐車場代 いちのや駐車場(森野 1-21-14)10時49分~15時51分 1800円 E・1枚-720円 「打 合せ」とされている
-------------	-------	--------	----	-------	-------	---

保守連合は、「フェスタ町田の打ち合わせのため」と主張する。しかし、フェスタ町田というイベントは平成28年9月10日及び11日に開催されたものである（甲51）。駐車された9月14日にその打ち合わせがされたとは考えられない。この支出は、私的な商業施設の利用にかかる支出と言わざるを得ない。なお、この支出でも、駐車料代金が一旦1800円と計算されたのち、720円の割引がされ、結果として1080円の支出となっている。この

ときも、商業施設内での買い物または飲食がなされたことが強く推認される。

### ⑧ 深夜に及ぶ駐車

「市政相談」や「現地調査」を理由にした深夜（午後9時以降）の時間帯に極めて頻繁に駐車がおこなわれている。しかも、町田駅の繁華街（飲食店街）付近での駐車も多い。市民相談や現地調査が深夜に及ぶ場合は皆無ではないであろうが、深夜に及ぶ相談・会議・現地調査が頻繁に生じる、というのは極めて考えにくい。「現地調査」は通常、深夜の時間帯におこなうものではないし、市民との相談も同様である。これは、申告された駐車目的が事実とは異なることを強く推測させる。

例えば、以下のような支出がある。

J14-72	12/04	調査	議員 名不 明	1,000	1,000	アイベック町田第19駐車場 22 時03分～01時17分 「現地視 察」とされている。
--------	-------	----	---------------	-------	-------	---

町田駅付近の繁華街での深夜1時すぎまでの駐車である。「現地視察」が理由とされているが、駐車が始まったのが深夜10時過ぎであり、通常、調査をおこなう時間帯ではない。しかも、毎日のように行き来している町田駅周辺であり、このような深夜の時間帯に「視察」を設定すること自体ありえない。

J15-65	12/12	調査	議員 名不 明	1,000	1,000	町田シバヒロ 20時56分～01時 12分 「会議」とされている
--------	-------	----	---------------	-------	-------	-------------------------------------

同じく、町田駅周辺の繁華街での深夜の駐車である。この駐車場は駅にも近いが、踏切を渡れば原町田6丁目付近の歓楽街・飲み屋街である。「会議」が理由とされているが、駐車が始まったのが深夜9時ころであり、会議をおこなう時間帯ではない。周囲には会議をおこなう場所もなく、あるのは居酒屋などの飲食店ばかりである。そのうえ、駐車をおこなった議員名が開示されていない。開示できない事情があるものと思われる。

⑨ 選挙応援目的での駐車（町田市外）

町田市外での多数回にわたる駐車のなかには、他の自治体の選挙に立候補している、所属政党の候補者を応援するためのものと推測されるものが多数ある。こうした支出も政務調査のためのものとはいえない。

例えば、以下のような支出がある。

C15-219	04/19	調査	森本	400	400	京王堀之内第2駐車場 14時43分～15時19分 「現地調査」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---------------------------------------

この時期は、平成27年4月の統一地方選挙（告示日4月19日、投票日4月26日）の直前であったが、森本議員（当時は民主党所属）は、以下のように、以下の多摩市と町田市との市境付近における駐車（給油）を繰り返している。

C15-219 4/19 京王堀之内第2駐車場 14：43～15：19

C15-64 4/19 タウンパーキング多摩センター駐車場 15：39～20：19

(C15-446 4/22 Express 株札幌タイヤス〈町田市小野路町3128-1〉13：02 22.53L給油)

C15-221 4/23 タウンパーキング多摩センター駐車場 19：17～21：05

C15-236 4/23 東久留米本町ミウラパーキング(東久留米市本町1-5-16) 11：03～12：50

C15-237 4/23 NTTル・パーク東久留米駐車場(東久留米市幸町3-4-7) 12：56～15：01

C15-238 4/23 パークプラザ府中幸町駐車場(府中市幸町1-2) 18：10～18：52

C15-222 4/24 グリナード永山駐車場 15：24～18：43

C15-223 4/25 駐車場名不明 16：37～17：37

C15-224 4/25 グリナード永山駐車場 20：05～20：35

C15-225 4/25 小田急多摩センター第1駐車場 20：43～21：35

C15-249 4/25 京王コインパーク南大沢第1駐車場 17：53～18：56

C15-275 4/25 ENEOS 萩生田石油鶴川SS 12:29 22.58ℓ 給油

C15-226 4/26 多摩センター丘の上プラザ駐車場 13:02~16:44

C15-227 4/27 マグレブパーキング(多摩センター) 18:05~19:12

こうした支出状況は、同議員が町田市近郊の自治体を飛び回り、ほとんどすべての時間を選挙応援に費やしていることを推測させる。こうした活動は政治活動、政党活動である。

### ⑩ 早朝の駐車

市政相談などを理由とした極めて早朝の駐車がある。事実を反した申告がなされていると強く推測させる。

例えば、以下のような支出がある。

C15-20	10/31	調査	わたべ	900	900	タマパーク原町田第10駐車場 03時44分~13時29分 「市政相談」とされている
--------	-------	----	-----	-----	-----	--

わたべ議員によるものであるが、早朝(深夜?)の3時44分から始まっている。「市政相談」とされているが、そんな時間に相談に来る市民はいない。表の一つ前のC15-19も同様である。

C14-267	12/09	調査	石井	200	200	永山第2コイン駐車場 05時55分~07時45分 「現地調査」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---------------------------------------

石井議員が市外(多摩市永山)で早朝の6時前からおこなった駐車である。「現地調査」とされているが、このような時間帯に調査をおこなうことは通常ありえない。しかも、実質的に1時間半ほどの駐車にすぎない。

J14-50	04/26	調 査	市川	900	900	森野第3駐車場 06時53分～09 時03分 「現地調査」とされてい る
--------	-------	--------	----	-----	-----	--

J14-60 まで続く

早朝に、駅周辺の駐車場に似たようなパターンの駐車が繰り返されていることも多い。「現地調査」や「打ち合わせ」などとされているが、同じ駅の周辺で、早朝に何度も「現地調査」や「打ち合わせ」を繰り返す必要が生じる、というのはありえない。しかも、ほとんどの駐車が朝の6～7時の間に始まり、9時ころに終わっている。これらの駐車場に駐車して、通勤客で混みあう朝の時間帯の駅頭でマイクを握って街頭宣伝をおこなったときのものであると強く推測される。選挙が近くなる時期の駅頭宣伝は、議員の住む場所を中心にそれぞれの陣営がのぼり旗を立て、チラシを配る。宣伝には議員本人だけでなく、支援者も参加する。こうした活動は、議員の政治活動であって政務調査費・政務活動費との間の合理的な関連性は認められない（なお、駅頭での街宣活動は早朝以外の時間帯にもおこなわれているが、早朝の場合は活動時間帯がほぼ一定であるという点で特徴的である）。

上記の駐車は、市川議員が町田駅の駅頭で街頭宣伝をおこなったときのものである。同様の駐車は、J-60 まで、毎月ほぼ1回の頻度でおこなわれている。

C17-28	06/27	調 査	議員 名不 明	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時45分～08時54分 「会議」 とされている
--------	-------	--------	---------------	-----	-----	--

C17-34 まで続く(C14-37、-39、-41～43も)

鶴川駅の一日の駅の乗降人員は約4万6000人（令和2年度データ）。この駅頭で頻繁に街頭宣伝をおこなっているのは、森本議員と石井議員である（頻度は劣るがわたべ議員も）。鶴川駅前には路上駐車ができないため、駅周辺には駐車場が多くある。森本議員のブログ（甲52）には、朝と夕を中心に、駅頭α鶴川駅東側、駅頭、鶴川駅南側で、時にはインターン生も参加して街頭宣伝、チラシ配布をおこなっていることが書かれている。

C17-26	01/18	調 査	議員 名不 明	500	500	TP 玉川学園駐車場（玉川学園駅前 にある） 06:15～08:42 「現地 調査」とされている
--------	-------	--------	---------------	-----	-----	--

小田急線玉川学園駅前と鶴川駅前での街頭宣伝のための駐車である。平成29年度は、両駅の駅前付近で計14回の早朝駐車がおこなわれているが、駐車パターンはほぼ一定である。市議会議員選挙を直前に控えた平成30年1月と2月の駐車が非常に多い。

平成29年度にまちだ市民クラブの所属議員がおこなった駅前での早朝駐車は、このほかにも、JR成瀬駅（成瀬が丘）で5件、東急田園都市線つくし野駅で19件にのぼっている。これらは街頭宣伝のための駐車であり、政務調査活動のためのものとは言えない。

#### ⑪ 町田市内の繁華街での駐車

小田急線とJR線に囲まれた町田駅周辺は、多数の飲食店や商店などが集まる繁華街になっている。こうした繁華街を囲むようにして、多数の駐車場が設置されている。これらの繁華街では、会合・会議に適した場所は少なく、通常は繁華街内であえて会議や会合をおこなうことはない。しかも、通常は会議をおこなわない早朝や深夜の時間帯での駐車も多い。こうした時間帯に会議がおこなわれることが絶対にありえない、ということではないが、類似のケースが極めて多く存在することからすれば、申告された目的とは異なる目的でおこなわれた駐車であるというほかない。

例えば、以下のような支出がある。

C15-37	04/22	調 査	谷沢	400	400	原町田4丁目第2駐車場 18時07 分～19時56分 「市政相談」と されている
--------	-------	--------	----	-----	-----	--

谷沢議員が繁華街の駐車場に駐車したときのものであるが、午後6時すぎに駐車が始まり、午後8時近くまで駐車がおこなわれた。「市政相談」とされて

いるが、相談をおこなうには不向きな場所であり、わざわざこのような場所で相談をおこなうことは考えにくい。そのうえ、ちょうど夕食の時間帯にあっている。繁華街の人出が一番多い時間帯であり、店内での会議は容易ではない。真実の駐車目的は異なることを強く推測させる。

C17-59	06/05	調査	議員 名不 明	600	600	タイムズ FPT 第7駐車場 18時09分～19時25分 「会議」とされている
--------	-------	----	---------------	-----	-----	---

これも、C15-37 と似通った時間帯の駐車である。「会議」とされているが、周辺は飲食店街であり会議に向けた場所はない。タイムズ FPT 第7駐車場は、原町田大通りに面した駐車場であり町田市で一番の繁華街に位置している。夕食の時間帯にこの場所で会議をおこなう人はいない。この駐車も、真実の駐車目的は異なることを強く推測させる。

J14-74	03/04	調査	議員 名不 明	1,000	1,000	FP 第2駐車場 20時51分～23時49分 「打合せ」とされている。
--------	-------	----	---------------	-------	-------	-------------------------------------

繁華街で夜の9時ころから深夜の12時近くまでおこなった駐車である。「打ち合わせ」とされているが、打ち合わせに適した場所はなく、駐車がおこなわれた FP 第2駐車場の周囲は歓楽街で、飲食店ばかりである。わざわざこの時間帯に会合をセットすることはありえない。この支出については支出をおこなった議員名が明かされていない。開示できない事情があるものと思われる。

J15-69	03/10	調査	議員 名不 明	1,200	1,200	駐車場代 ダイイチパーク町田駐車場 21時03分～23時52分 「打合せ」とされている
--------	-------	----	---------------	-------	-------	---

この駐車は、「市民相談」とされているが、駐車が始まったのは深夜の9時過ぎであり、12時近くまで続いている。駐車場付近はお寺の裏にあたり、飲み屋が非常に多い一帯である。「市民相談」のための駐車はありえない。自民

党作成の一覧表では、この支出をおこなった議員名も空欄になっている。

H14-163	05/01	調査	新井	600	600	駐車場代 アイペック原町田第2駐車場 (原町田3丁目7) 19時02分~5月2日00時20分「現地調査」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	--

保守連合は、この支出について、器物損壊の調査のため、シャッターが下りた後の時間帯に駐車が必要であった旨主張する。しかし、同駐車場の付近は、深夜まで営業を行っている飲食店（焼き肉店や居酒屋など）が立ち並んでおり、19時にシャッターが下りることはありえない（甲21, 53,）。繁華街の私的利用であると言わざるを得ない。

H14-207	11/02	調査	大西	2,000	2,000	駐車場代 タマパーク原町田第40駐車場 12時30分~17時02分「現地調査」とされている
---------	-------	----	----	-------	-------	---

保守連合は、交通標識の調査及び講演会参加の都合のための駐車であると主張する。しかし、これほどの長時間に調査を行うことは考えられず、講演会の内容も不明である。駐車場所は文学館通り、原町田商店街に近い場所であり、飲食店が多い場所である。そのため、私的に飲食店を利用するための駐車であると言わざるを得ない。

## ⑫ 町田市中町での駐車

「町田・生活者ネットワーク」という政党（まちだ市民クラブのわたべ議員が所属）の事務所がある町田市中町1-28-18の付近で、極めて頻繁に駐車がおこなわれている。「市民相談」や「会議」が理由とされているが、長時間の駐車が非常に目立つ。こうした駐車状況からは、駐車の真の目的が生活者ネットワークの諸活動にあることを強く推測させる。こうした活動は、議員としての活動ではあるが、政務調査・政務活動とはいえないし、町田市民クラブという会派の活動とも言えない。

例えば、以下のような支出がある。

G14- 313	11/11	調 査	わた べ	900	900	エスエーパーキング 09時00分 ～22時18分 「市政相談」とさ れている
-------------	-------	--------	---------	-----	-----	--

「町田・生活者ネットワーク」の事務所から、徒歩30秒ほどのところにある駐車場で、約13時間にわたっておこなわれた駐車である。「市政相談」とされているが、そのような長時間の市政相談はありえない。恒常的に長時間駐車がおこなわれていることからしても、政党活動のための駐車と推測される。まちだ市民クラブは、その準備書面(1)(22頁)において、「生活者ネットワークの諸活動のためのものではない」と主張しているが、わたべ議員は政党活動の拠点事務所に常駐しているに等しい状況にあり、事務所内で政党やそれに関連する運動にかかわる仕事をしていたことは想像に難くない。政党の拠点事務所に長時間にわたって滞在することが、「政務調査を主たる目的とするもの」であったとは到底認められないし、会派の活動とも認められない。また、同会派は、所属政党の活動にかかわることも「政務活動ではないということにならない」(24頁)とするが、こうした解釈は条例が政務調査費・政務活動費の支出対象を限定し、議員の政治的活動のために支出することを制限していることを無視するものである。

なお、上記の駐車場(エスエーパーキング)のほか、タイムズ町田中町第11駐車場、タイムズ町田シバヒロ駐車場も「町田・生活者ネットワーク」の事務所から至近距離にある。これらの駐車場でも頻繁に駐車がおこなわれている。

### ⑬ 町田市森野2丁目での駐車

まちだ市民クラブの4議員(河辺、森本、佐藤和彦、戸塚)が当時所属していた民進党東京都第23区総支部の事務所(町田市森野2-25-13中西ビル202号室)(甲22-2)のすぐ近くの駐車場でも、「市民相談」、「会議」、「現地調査」を理由とした駐車が非常に頻繁におこなわれている。これらの駐車も、民主党の議員としての活動を目的としたものであり、政務調査・政務活動とはいえ

ないし、町田市民クラブという会派の活動とも言えない。

例えば、以下のような支出がある。

C14-181	02/09	調査	佐藤(和)	800	800	森野第7駐車場 17時47分～21時21分 「市政相談」とされている
---------	-------	----	-------	-----	-----	------------------------------------

佐藤和彦議員が夜間に約3時間半にわたっておこなった駐車である。この駐車場は、上記の民進党東京都第23区総支部から至近距離のところにある。「市政相談」とされているが、政党の事務所での活動、すなわち政党活動のためのものと推測される。

C15-91	10/01	調査	佐藤(和)	400	400	タイムズ森野第7駐車場 12時59分～14時41分 「市政相談」とされている
C15-155	10/01	調査	河辺	400	400	タイムズ森野第7駐車場 12時58分～14時41分 「市政相談」とされている

ほとんど同じ時間帯に2人の議員が駐車をおこなっている。政党に関する会合がおこなわれたものと推測される。なお、これらの駐車にはいずれも、ありえない同日駐車が存在する(C15-91は同-92と矛盾、C15-155は同-154と矛盾)。二人とも、自分がおこなった駐車ではないものを申告している。

#### ⑭ 町田市旭町での駐車

自民党の町田総支部(町田市旭町2-1-3)の徒歩数十秒のところにある2つの駐車場(リパーク町田旭町2丁目駐車場、町田旭町駐車場)でも、「会議」や「打ち合わせ」という理由で、多数の駐車がおこなわれているが、これらも党支部での会合など、政党活動のためのものであり、政務調査のためのものと認められない。

例えば、以下のような支出がある。

J15-70	01/04	調 査	議員 名不 明	400	400	タイムズ町田旭町駐車場 10時40分～12時23分 「打合せ」とされている
--------	-------	--------	---------------	-----	-----	---------------------------------------

この日は、午前11時から「自民党町田総支部 事務所開き、自民党会派打ち合わせ会」がおこなわれており（甲54）、その会合に出席するためのものである。なお、この駐車代の支出も議員名が明らかにされていないが、少なくとも渡辺議員と長村議員がこの会合に出席したことが判明している。

J16-70	07/16	調 査	長村	200	200	リパーク町田旭町2丁目駐車場 18時20分～19時20分 「現地調査」とされている
--------	-------	--------	----	-----	-----	---

この日は、午後6時半から、自民党の「緊急選対会議」が開かれており（甲55）、その会議に出席するためのものである。平成28年7月10日におこなわれる参議院議員選挙（投票）を控え、緊急対策会議がおこなわれたものである。明らかに政党活動である。

### ⑮ 立川市内での駐車

町田市外で政務調査のための「会議」や「打ち合わせ」、あるいは「現地調査」をおこなう必要が非常に頻繁に生じることは考えにくい。ところが、立川市内をはじめ、遠隔地での駐車が繰り返されている。

立川市には、自民党の立川総支部（立川市高松町3-14-14 立川 OSE ビル）があるほか、三多摩支部（立川市曙町2-9-1-501 菊屋ビル）があるが、これらの事務所の付近での駐車が多い。立川市内では、自民党の三多摩議員連絡協議会による会合や研修などが頻繁に開催されている。これら政党活動に関する駐車が頻繁におこなわれたと推測される。

まちだ市民クラブの議員の多くが属する民主党の「東京立川支部」と「東京都21区総支部」も立川駅付近にある。こうした党支部での会合や企画に参加するための駐車であると推認される。

こうした党関連の研究、会合、行事などのための駐車について、政務調査との関連性を認めることはできない。

例えば、以下のような支出がある。

J14-44	02/09	調査	議員名 不明	1,200	1,200	駐車場代 立川北口パーキング 15時08分～18時19分 「現地調査」とされている。
J14-45	02/09	調査	岩瀬	800	800	駐車場代 立川北口パーキング 16時21分～18時04分 「現地調査」とされている。

当日は、立川グランドホテルにて、自民党の「第47回三議連通常総会」が開催され、16時30分から、講師として自民党の石破茂氏（当時は地方創生担当大臣）が講演をおこなった。17時30分からは懇親会も開催され、松岡議員がそこに出席している（甲56）。同議員のブログによれば、この通常総会では、「活動報告、運動方針」などが決議される、とのことであるが、政党活動の一部であって政務調査費の支出は認められない。

J16-127	07/04	調査	岩瀬	400	400	NPC24H 立川北口パーキング 16時06分～16時55分「打合せ」とされている
---------	-------	----	----	-----	-----	---

当日は、立川グランドホテルにて、16時から、自民党の「中川まさはる緊急三多摩選対会議」が開催された（甲57）。中川まさはる氏は自民党所属の参議院議員で、当時、東京選挙区から参議院議員選挙に出馬していた（投票日は平成28年7月10日）。緊急会合は、投票日の6日前に開催されたものである。そこに出席した時のものと推測されるが、明らかに政党（選挙）活動である。

C14-71	01/16	調査	河辺	1,000	1,000	立川北口パーキング 17時56分 ～20時00分 「市政相談」とさ れている
--------	-------	----	----	-------	-------	--

立川駅前での夜間の駐車である。「市政相談」とされているが、夜間に、町田市外で「市政相談」を頻繁におこなうことは考えにくい（夜間の駐車は計14回に及んでいる）。民主党の立川支部の付近での駐車であり、同党支部での会合に出席するなどの目的で駐車が行われたと推測される。

C16-229	11/16	調査	議員 名不 明	1,000	1,000	立川駅前北口パーキング 14時47 分～17時05分「現地調査」とさ れている
C16-230	11/16	調査	議員 名不 明	1,000	1,000	立川市北口第1駐車場 15時23 分～17時00分 「現地調査」と されている

いずれも「現地調査」とされているが、立川駅周辺で頻繁に「現地調査」の必要が生じるとは考えにくい（「現地調査」を理由とする立川駅前での駐車は計33回ある）。民主党支部での会合等のためのものと推測される。上述のとおり、政党にかかわる活動への支出は、運用指針においても明確に「支出できない」とされている。

## ⑯ 多摩市内での駐車

多摩市内での駐車も多数回にわたりおこなわれている。

まちだ市民クラブは、とくに聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅付近での駐車を繰り返している。「市政相談」や「現地調査」が理由とされているが、市外の同じ場所で繰り返し「市政相談」や「現地調査」を行う必要が生じるというのは通常ありえない。

例えば、以下のような支出がある。